

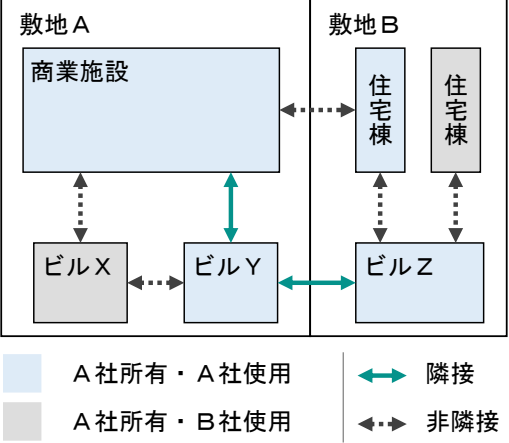
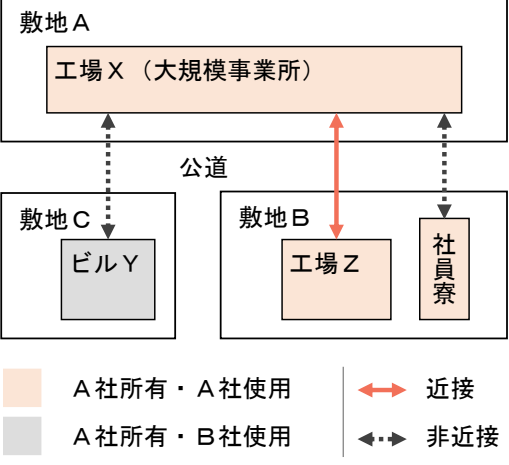
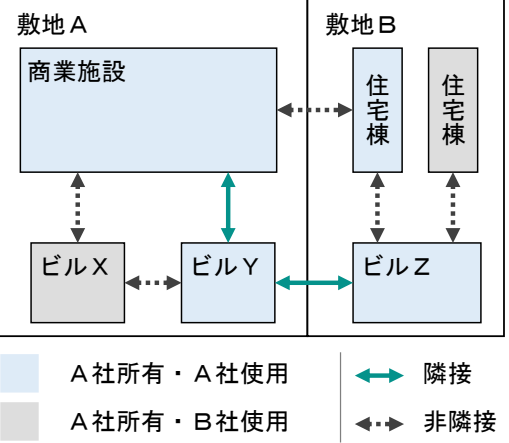
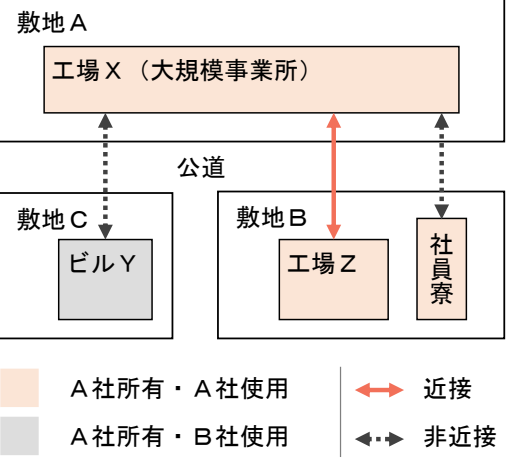
改正案	現行	備考
表紙 地球温暖化対策報告書作成ガイドライン 2025（令和7）年3月 東京都環境局	表紙 地球温暖化対策報告書作成ガイドライン 2024（令和6）年11月 東京都環境局	年月修正
目次 第1章 はじめに 1 1. 本ガイドラインの目的 1 2. 用語の定義 2 3. 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系 2 4. 制度の設立と経緯 2 5. 2025（令和7）年度からの制度改正 4 第2章 制度対象 5 1. 事業者の範囲 5 （1）基本的な考え方 5 （2）連鎖化事業者の取扱い 5 2. 報告書の提出が義務付けられる事業者（義務提出事業者） 6 （1）提出義務の要件 6 （2）提出義務の免除 7 3. 中小規模事業所の範囲 8 （1）基本的な考え方 8 （2）例外的な考え方 9 第3章 報告書の作成 12 1. 作成の概要 12 （1）報告書の作成主体 12 （2）事業者間の協力 12 （3）報告書の構成等 12 （4）報告書の提出 13 2. 報告項目 14 （1）事業者全体の取組状況に関する報告（事業者情報） 14 （2）各事業所の取組状況の報告（事業所情報） 18 3. エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法 21 （1）排出活動・削減活動の把握 21 （2）算定対象となる排出活動と削減活動 22 （3）燃料等使用量の把握 25	目次 第1章 はじめに 1 1. 本ガイドラインの目的 1 2. 用語の定義 2 3. 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系 2 4. 制度の設立と経緯 2 5. 2025（令和7）年度からの制度改正 4 第2章 制度対象 5 1. 事業者の範囲 5 （1）基本的な考え方 5 （2）連鎖化事業者の取扱い 5 2. 報告書の提出が義務付けられる事業者（義務提出事業者） 6 （1）提出義務の要件 6 （2）提出義務の免除 7 3. 中小規模事業所の範囲 8 （1）基本的な考え方 8 （2）例外的な考え方 9 第3章 報告書の作成 12 1. 作成の概要 12 （1）報告書の作成主体 12 （2）事業者間の協力 12 （3）報告書の構成等 12 （4）報告書の提出 13 2. 報告項目 14 （1）事業者全体の取組状況に関する報告（事業者情報） 14 （2）各事業所の取組状況の報告（事業所情報） 18 3. エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法 21 （1）排出活動・削減活動の把握 21 （2）算定対象となる排出活動と削減活動 22 （3）燃料等使用量の把握 25	目次の修正

(4) 一次エネルギー使用量（原油換算使用量）の算定 25 (5) 二酸化炭素排出量の算定 27 <u>(6) 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い 29</u> 4. 本制度におけるエネルギー使用量等の取扱い <u>31</u> (1) 燃料等と水道等の使用に係る報告 <u>31</u> (2) 燃料等の使用量の把握 <u>31</u> 5. 2030年度の達成水準等について <u>33</u> (1) 概要 <u>33</u> (2) 2030年度の達成水準（省エネ） <u>34</u> (3) 2030年度の達成水準（再エネ利用） <u>41</u> (4) 再生可能エネルギー電気割合の考え方 <u>42</u> (5) 2030年度の達成水準と「先進的取組」 <u>45</u> 第4章 報告内容の公表 <u>47</u> 1. 事業者による公表 <u>47</u> (1) 公表の義務 <u>47</u> (2) 公表項目 <u>47</u> (3) 非公表にできる場合 <u>47</u> (4) 公表期間 <u>48</u> (5) 公表方法 <u>48</u> 2. 知事による公表 <u>48</u> (1) 知事による公表 <u>48</u> (2) 公表項目 <u>48</u> (3) 非公表にできる場合 <u>49</u> (4) 公表方法 49 第5章 都による立入調査・指導・助言等 <u>52</u> 1. 都による立入調査 <u>52</u> 2. 都による指導・助言・勧告 <u>52</u> (1) 都による指導・助言 <u>52</u> (2) 都による勧告 <u>52</u> 第6章 用語定義集等 <u>53</u>	(4) 一次エネルギー使用量（原油換算使用量）の算定 25 (5) 二酸化炭素排出量の算定 27 4. 本制度におけるエネルギー使用量等の取扱い 29 (1) 燃料等と水道等の使用に係る報告 29 (2) 燃料等の使用量の把握 30 5. 2030年度の達成水準等について 31 (1) 概要 31 (2) 2030年度の達成水準（省エネ） 32 (3) 2030年度の達成水準（再エネ利用） 39 (4) 再生可能エネルギー電気割合の考え方 40 (5) 2030年度の達成水準と「先進的取組」 44 第4章 報告内容の公表 46 1. 事業者による公表 46 (1) 公表の義務 46 (2) 公表項目 46 (3) 非公表にできる場合 46 (4) 公表期間 47 (5) 公表方法 47 2. 知事による公表 47 (1) 知事による公表 47 (2) 公表項目 47 (3) 非公表にできる場合 48 (4) 公表方法 48 第5章 都による立入調査・指導・助言等 51 1. 都による立入調査 51 2. 都による指導・助言・勧告 51 (1) 都による指導・助言 51 (2) 都による勧告 51 第6章 用語定義集等 52	
第1章 はじめに	第1章 はじめに	
1. 本ガイドラインの目的 (略) 2. 用語の定義 (略) 3. 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系 (略)	1. 本ガイドラインの目的 (略) 2. 用語の定義 (略) 3. 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系 (略)	

4. 制度の設立と経緯 都では、事業所等における地球温暖化対策の促進のため、事業所等をそのエネルギー使用量の大小に応じて「大規模事業所等」と「中小規模事業所」に分類し、それぞれ温暖化対策を促進するための制度を運営している。（表 1 - 1 参照） 本ガイドラインで解説する「地球温暖化対策報告書制度」は、そのうち「中小規模事業所」を対象とした温暖化対策を推進することを目的として、2010（平成 22）年の制度開始から、表 1 2 のとおり運用されている。 表 1 1 事業所の分類 <table><tr><td></td><td>分類</td><td>要件</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模事業所等</td><td>指定地球温暖化対策事業所</td><td>燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）</td></tr><tr><td>特定地球温暖化対策事業所</td><td>3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）</td></tr><tr><td>指定相当地球温暖化対策事業所</td><td>燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの</td></tr><tr><td colspan="2">中小規模事業所</td><td>上記以外の事業所</td></tr></table> ※大規模事業所等の概要については「特定温室効果ガス算定ガイドライン」を参照すること。 表 1 2 制度年表 <table><tr><th>年</th><th>月</th><th>概要</th></tr><tr><td>2008（平成 20）</td><td>6</td><td>東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定</td></tr><tr><td>2010（平成 22）</td><td>4</td><td>中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始</td></tr><tr><td>2012（平成 24）</td><td>6</td><td>自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表</td></tr><tr><td>2014（平成 26）</td><td>6</td><td>カーボンレポートの提供開始</td></tr><tr><td>2016（平成 28）</td><td>11</td><td>省エネ診断ツールの提供開始</td></tr><tr><td>2019（平成 31）</td><td>3</td><td>優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加</td></tr><tr><td></td><td>12</td><td>「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言</td></tr><tr><td>2021（令和 3）</td><td>1</td><td>「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明</td></tr><tr><td>2022（令和 4）</td><td>8</td><td>東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申</td></tr></table>		分類	要件	大規模事業所等	指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）	特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）	指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの	中小規模事業所		上記以外の事業所	年	月	概要	2008（平成 20）	6	東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定	2010（平成 22）	4	中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始	2012（平成 24）	6	自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表	2014（平成 26）	6	カーボンレポートの提供開始	2016（平成 28）	11	省エネ診断ツールの提供開始	2019（平成 31）	3	優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加		12	「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言	2021（令和 3）	1	「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明	2022（令和 4）	8	東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申	4. 制度の設立と経緯 都では、事業所等における地球温暖化対策の促進のため、事業所等をそのエネルギー使用量の大小に応じて「大規模事業所等」と「中小規模事業所」に分類し、それぞれ温暖化対策を促進するための制度を運営している。（表 1 - 1 参照） 本ガイドラインで解説する「地球温暖化対策報告書制度」は、そのうち「中小規模事業所」を対象とした温暖化対策を推進することを目的として、2010（平成 22）年の制度開始から、表 1 2 のとおり運用されている。 表 1 1 事業所の分類 <table><tr><td></td><td>分類</td><td>要件</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模事業所等</td><td>指定地球温暖化対策事業所</td><td>燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）</td></tr><tr><td>特定地球温暖化対策事業所</td><td>3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）</td></tr><tr><td>指定相当地球温暖化対策事業所</td><td>燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの</td></tr><tr><td colspan="2">中小規模事業所</td><td>上記以外の事業所</td></tr></table> 表 1 2 制度年表 <table><tr><th>年</th><th>月</th><th>概要</th></tr><tr><td>2008（平成 20）</td><td>6</td><td>東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定</td></tr><tr><td>2010（平成 22）</td><td>4</td><td>中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始</td></tr><tr><td>2012（平成 24）</td><td>6</td><td>自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表</td></tr><tr><td>2014（平成 26）</td><td>6</td><td>カーボンレポートの提供開始</td></tr><tr><td>2016（平成 28）</td><td>11</td><td>省エネ診断ツールの提供開始</td></tr><tr><td>2019（平成 31）</td><td>3</td><td>優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加</td></tr><tr><td></td><td>12</td><td>「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言</td></tr><tr><td>2021（令和 3）</td><td>1</td><td>「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明</td></tr><tr><td>2022（令和 4）</td><td>8</td><td>東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申</td></tr></table>		分類	要件	大規模事業所等	指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）	特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）	指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの	中小規模事業所		上記以外の事業所	年	月	概要	2008（平成 20）	6	東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定	2010（平成 22）	4	中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始	2012（平成 24）	6	自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表	2014（平成 26）	6	カーボンレポートの提供開始	2016（平成 28）	11	省エネ診断ツールの提供開始	2019（平成 31）	3	優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加		12	「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言	2021（令和 3）	1	「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明	2022（令和 4）	8	東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申	事業所分類の参照先を追記
	分類	要件																																																																																						
大規模事業所等	指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）																																																																																						
	特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）																																																																																						
	指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの																																																																																						
中小規模事業所		上記以外の事業所																																																																																						
年	月	概要																																																																																						
2008（平成 20）	6	東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定																																																																																						
2010（平成 22）	4	中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始																																																																																						
2012（平成 24）	6	自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表																																																																																						
2014（平成 26）	6	カーボンレポートの提供開始																																																																																						
2016（平成 28）	11	省エネ診断ツールの提供開始																																																																																						
2019（平成 31）	3	優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加																																																																																						
	12	「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言																																																																																						
2021（令和 3）	1	「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明																																																																																						
2022（令和 4）	8	東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申																																																																																						
	分類	要件																																																																																						
大規模事業所等	指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）																																																																																						
	特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）																																																																																						
	指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するもの																																																																																						
中小規模事業所		上記以外の事業所																																																																																						
年	月	概要																																																																																						
2008（平成 20）	6	東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定																																																																																						
2010（平成 22）	4	中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始																																																																																						
2012（平成 24）	6	自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表																																																																																						
2014（平成 26）	6	カーボンレポートの提供開始																																																																																						
2016（平成 28）	11	省エネ診断ツールの提供開始																																																																																						
2019（平成 31）	3	優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加																																																																																						
	12	「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言																																																																																						
2021（令和 3）	1	「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明																																																																																						
2022（令和 4）	8	東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申																																																																																						

		10	東京都環境基本計画 2022 を公表			10	東京都環境基本計画 2022 を公表			不要な文言の削除	
			都内温室効果ガス排出量(2000 年比)5 0 % 削減 都内エネルギー使用量2030 カーボンハーフ 産業・業務部門(2000 年比)3 5 % 程度削減 再生可能エネルギーによる電気使用割合5 0 % 程度				都内温室効果ガス排出量(2000 年比)5 0 % 削減 都内エネルギー使用量2030 カーボンハーフ 産業・業務部門(2000 年比)3 5 % 程度削減 再生可能エネルギーによる電力利用割合5 0 % 程度削減				
2023（令和 5）	8	8	専門家会議及びパブリックコメントを経て、制度強化の概要を公表	2023（令和 5）	8	8	専門家会議及びパブリックコメントを経て、制度強化の概要を公表				
	10	10	東京都議会において条例改正を可決、本制度の強化が決定		10	10	東京都議会において条例改正を可決、本制度の強化が決定				
5. 2025（令和 7）年度からの制度改正 （略）				5. 2025（令和 7）年度からの制度改正 （略）							
第 2 章 制度対象				第 2 章 制度対象							
1. 事業者の範囲 （略）				1. 事業者の範囲 （略）							
2. 報告書の提出が義務付けられる事業者（義務提出事業者） （略）				2. 報告書の提出が義務付けられる事業者（義務提出事業者） （略）							
3. 中小規模事業所の範囲 （1）基本的な考え方 本制度における中小規模事業所とは、都内に「設置」された、年間原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の「事業所」である。 「設置」とは、事業所を「所有」していることに加え、賃貸借などにより事実上その事業所を「使用」していることを含む。 「所有」とは、一者又は複数の者の共有により事業所を所有している場合である。建物を複数の事業者で区分所有している場合は、それぞれの持分の範囲において所有しているものとみなす。 また、「使用」とは、賃貸借契約により使用の権限を有する場合（第三者への転貸も含む）や契約によらず事実上、一定の区画を占有して事業を営むこと（以下、「テナント」という。）である。 「事業所」とは、「建物」又は「施設」である。ただし、住居及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航の用に供される「事業所」の全部又は一部は本制度の対象外とする。 「建物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建物である。一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の一棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の一棟の建物の範囲にかかわらず、不動産登記簿に示される「主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲」により、一つの建物の範囲を定めることができる。 「施設」とは、エネルギーを使用して所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）である。ただし、建築基準法上の建築物及び建築物に付属の工作物は除く。				3. 中小規模事業所の範囲 （1）基本的な考え方 本制度における中小規模事業所とは、都内に「設置」された、年間原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の「事業所」である。 「設置」とは、事業所を「所有」していることに加え、賃貸借などにより事実上その事業所を「使用」していることを含む。 「所有」とは、一者又は複数の者の共有により事業所を所有している場合である。建物を複数の事業者で区分所有している場合は、それぞれの持分の範囲において所有しているものとみなす。 また、「使用」とは、賃貸借契約により使用の権限を有する場合（第三者への転貸も含む）や契約によらず事実上、一定の区画を占有して事業を営むこと（以下、「テナント」という。）である。 「事業所」とは、「建物」又は「施設」である。ただし、住居及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航の用に供される「事業所」の全部又は一部は本制度の対象外とする。 「建物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建物である。一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の一棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の一棟の建物の範囲にかかわらず、不動産登記簿に示される「主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲」により、一つの建物の範囲を定めることができる。 「施設」とは、エネルギーを使用して所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）である。ただし、建築基準法上の建築物及び建築物に付属の工作物は除く。				不要な記載の削除			
表 2 2 制度の対象外となる事業所の例				表 2 2 制度の対象外となる事業所の例							

対象外事業所等 大規模事業所等 原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上 特定テナント等事業所等 大規模事業所内のテナントで、かつ次の条件に合致する事業所等 ・ 毎年度3月末時点において、床面積5,000㎡以上を使用している事業所等 ・ 前年度の電気の使用量が600万kWh以上の事業所等 次の用途に供される事業所等の全部又は一部 住居（賃貸マンション、社宅等） 自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航	対象外事業所等 大規模事業所等 原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上 特定テナント等事業所等 大規模事業所内のテナントで、かつ次の条件に合致する事業所等 ・ 毎年度3月末時点において、床面積5,000㎡以上を使用している事業所等 ・ 前年度の電気の使用量が600万kWh以上の事業所等 次の用途に供される事業所等の全部又は一部 住居（賃貸マンション、社宅等） 自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航 建築基準法上の建築物及び建築物に付属の工作物	
（２） 例外的な考え方 ア エネルギー管理の連動性のある建物等（略） イ <u>近隣</u>の建物等の扱い 建物等において、「共通の所有者が存在」する近隣の建物等が存在する場合、それらの建物等をまとめて一つの建物、すなわち、同一の事業所とみなす。 近隣の建物等には、「隣接する建物等（<u>同一敷地内又は隣接する敷地内の共通の所有者が存在する建物等</u>）」と「道路・水路を挟んで近接する建物等」の2つがあり、いずれも建物同士の場合は主たる使用者（<u>建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。</u>）が同一の場合に限定される。 「道路・水路を挟んで近接する建物等」とは、大規模事業所等が存在する敷地と道路・水路を挟んで近接している敷地内に所在する、共通の所有者が存在する建物等である。 <u>「共通の所有者が存在」する条件については、p11を参照すること。</u>	（２） 例外的な考え方 ア エネルギー管理の連動性のある建物等（略） イ 隣接の建物等の扱い 建物等において、「共通の所有者が存在」する近隣の建物等が存在する場合、それらの建物等をまとめて一つの建物、すなわち、同一の事業所とみなす。 近隣の建物等には、「隣接する建物等」と「道路・水路を挟んで近接する建物等」の2つがあり、いづれも建物同士の場合は主たる使用者が同一の場合に限定される。 「隣接する建物等」とは、同一敷地内又は隣接する敷地内の共通の所有者が存在する建物等である。 「道路・水路を挟んで近接する建物等」とは、大規模事業所等が存在する敷地と道路・水路を挟んで近接している敷地内に所在する、共通の所有者が存在する建物等である。	用語解説を追記

ア 共通の所有者が存在する隣接する建物等 同一敷地内又は隣接する敷地内の、共通の所有者が存在する建物等は同一事業所とみなす。 ただし、次のいずれかに該当する建物等は、「隣接する建物等」とならない。 ・主たる使用者が異なる建物 ・住宅 図の例の場合、 商業施設、ビルＹ、ビルＺが 同一の事業所とみなされる  図 2 4 近隣の建物等の取扱い イ 共通の所有者が存在する道路・水路を挟んで近接する建物等 大規模事業所が設置された敷地と道路・水路を挟んで近接している敷地内の、共通の所有者が存在する建物等は、同一事業所とみなす。 ただし、次のいずれかに該当する建物等は、「近接する建物等」とならない。 ・主たる使用者が異なる建物 ・核となる近接した大規模事業所がない建物 ・住宅 図の例の場合、 工場Ｚは大規模事業所工場Ｘの 一部とみなされる  図 2 4 近隣の建物等の取扱い	ア 共通の所有者が存在する隣接する建物等 同一敷地内又は隣接する敷地内の、共通の所有者が存在する建物等は同一事業所とみなす。 ただし、次のいずれかに該当する建物等は、「隣接する建物等」とならない。 ・主たる使用者が異なる建物 ・住宅 図の例の場合、 商業施設、ビルＹ、ビルＺが 同一の事業所とみなされる  図 2 4 近隣の建物等の取扱い イ 共通の所有者が存在する道路・水路を挟んで近接する建物等 大規模事業所が設置された敷地と道路・水路を挟んで近接している敷地内の、共通の所有者が存在する建物等は、同一事業所とみなす。 ただし、次のいずれかに該当する建物等は、「近接する建物等」とならない。 ・主たる使用者が異なる建物 ・核となる近接した大規模事業所がない建物 ・住宅 図の例の場合、 工場Ｚは大規模事業所工場Ｘの 一部とみなされる  図 2 4 近隣の建物等の取扱い	誤字修正
第3章 報告書の作成	第3章 報告書の作成	
1. 作成の概要 (略)	1. 作成の概要 (略)	
2. 報告項目 (1) 事業者全体の取組状況に関する報告（事業者情報） 指針第2編第5の6で定める事業者に関する主な報告項目は表3-2のとおりである。 事業者情報において、報告書を作成した各事業所の実績の合計を記入し、事業者全体と	2. 報告項目 (1) 事業者全体の取組状況に関する報告（事業者情報） 指針第2編第5の6で定める事業者に関する主な報告項目は表3-2のとおりである。 事業者情報において、報告書を作成した各事業所の実績の合計を記入し、事業者全体と	

して 2030 年度の目標・計画や取組状況を報告する。各項目の解説については、表 3－2 の右列の番号を参照すること。

表 3 2 事業者に関する主な報告項目

報告項目			解説
事業者の情報	1	事業者氏名（法人は、名称及び代表者の氏名）	①
	2	事業者番号	
	3	報告書を作成した全ての事業所（以下、「全事業所」という。）の数	
エネルギー使用量等	4	全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計	②
	5	全事業所のエネルギー使用量の合計	
	6	全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計	
	7	Scope別の二酸化炭素の排出量□【任意の報告項目】□□□	
再生エネルギーの使用状況	8	全事業所のオンサイト再生電気の家消費量の合計	③
	9	全事業所のオフサイト再生電気の使用量の合計	
	10	全事業所の小売電気事業者から購入した再生電気の使用量の合計	
	11	全事業所の再生エネルギー由来証書の環境価値の充当量の合計	
	□・12	全事業所の再生電気の使用量の合計	
	13	全事業所の電気使用量に占める再生電気の割合	
	14	全事業所における再生エネルギー100％電気を使用する事業所の割合	
省エネ対策の取組状況	15	省エネルギー対策に係る2030年度の目標	④
	16	省エネルギー対策に係る2030年度までの計画	
	17	省エネルギー対策に係る2030年度に向けた取組状況	
	18	省エネルギー対策に係る特記事項	
再生エネルギー利用の取組状況	19	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る2030年度の目標	⑤
	20	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る2030年度までの計画	
	21	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る2030年度に向けた取組状況	
	22	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る特記事項	
取組方針等	23	取組方針	⑥
	24	組織体制の整備の状況	
	25	二酸化炭素の排出削減の目標等□【任意の報告項目】□□	

【解説①】

（略）

【解説②】 エネルギー使用量等について

事業者が報告書を作成した全事業所（以下、「全事業所」という。）の「原油換算エネルギー使用量」、「エネルギー使用量」、「燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素排出量」の合計を各々記入する。（燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の算定方法については、「第3章 3 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法」を参照）

なお、事業者が都の総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）において「中小クレジット」を創出した場合は、クレジット化したエネルギー削減分を削減されなかったものとして報告内容を修正の上、記入すること。

また、事業者は報告を作成した全事業所の Scope 別 CO₂排出量の合計値及び CO₂排出削減目標について任意で記入できる。

して 2030 年度の目標・計画や取組状況を報告する。各項目の解説については、表 3－2 の右列の番号を参照すること。

表 3 2 事業者に関する主な報告項目

報告項目			解説
事業者の情報	1	事業者氏名（法人は、名称及び代表者の氏名）	①
	2	事業者番号	
	3	報告書を作成した全ての事業所（以下、「全事業所」という。）の数	
エネルギー使用量等	4	全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計	②
	5	全事業所のエネルギー使用量の合計	
	6	全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計	
	7	スコープ別の二酸化炭素の排出量□【任意の報告項目】□□□	
再生エネルギーの使用状況	8	全事業所のオンサイト再生電気の家消費量の合計	③
	9	全事業所のオフサイト再生電気の使用量の合計	
	10	全事業所の小売電気事業者から購入した再生電気の使用量の合計	
	11	全事業所の再生エネルギー由来証書の環境価値の充当量の合計	
	□・12	全事業所の再生電気の使用量の合計	
	13	全事業所の電気使用量に占める再生電気の割合	
	14	全事業所における再生エネルギー100％電気を使用する事業所の割合	
省エネ対策の取組状況	15	省エネルギー対策に係る2030年度の目標	④
	16	省エネルギー対策に係る2030年度までの計画	
	17	省エネルギー対策に係る2030年度に向けた取組状況	
	18	省エネルギー対策に係る特記事項	
再生エネルギー利用の取組状況	19	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る2030年度の目標	⑤
	20	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る2030年度までの計画	
	21	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る2030年度に向けた取組状況	
	22	再生エネルギー利用（再生電気使用）に係る特記事項	
取組方針等	23	取組方針	⑥
	24	組織体制の整備の状況	
	25	二酸化炭素の排出削減の目標等□【任意の報告項目】□□	

【解説①】

（略）

【解説②】 エネルギー使用量等について

事業者が報告書を作成した全事業所（以下、「全事業所」という。）の「原油換算エネルギー使用量」、「エネルギー使用量」、「燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素排出量」の合計を各々記入する。（燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の算定方法については、「第3章 エラー! 参照元が見つかりません。」を参照）

なお、事業者が都の総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）において「中小クレジット」を創出した場合は、クレジット化したエネルギー削減分を削減されなかったものとして報告内容を修正の上、記入すること。

また、事業者は報告を作成した全事業所のスコープ別 CO₂排出量の合計値及び CO₂排出削減目標について任意で記入できる。

スコープを Scope へ修正

スコープを Scope へ修正

7

表 3 3 <u>Scope</u> 別排出量の概要	
<u>Scope</u> 1	自社における燃料の燃焼や工業プロセスによる温室効果ガスの直接排出
<u>Scope</u> 2	自社以外から供給された電力、熱、蒸気の使用に伴う間接排出
<u>Scope</u> 3	・ サプライチェーンにおける上流・下流における間接排出（<u>Scope</u> 2 以外）であり、15 のカテゴリに分類されている。 ・ カテゴリごとの具体的な算定方法については、 環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」掲載資料を参照 

※Scope 1 と Scope 2 の合計排出量が、本制度における「燃料等の使に伴う CO₂ 排出量合計」

上 流

Scope3



①原材料
④輸送・配送
⑦通勤

* その他：②資本財、③Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、⑤廃棄物、⑥出張、⑧リース資産

自 社

Scope1



燃料の燃焼

Scope2



電気の使用

下 流

Scope3



⑪製品の使用
⑫製品の廃棄

* その他：⑨輸送・配送、⑩製品の加工、⑬リース資産、⑭フランチャイズ、⑮投資

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

出典：環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム HP より抜粋

図 3 1 サプライチェーン排出量における Scope1～3 のイメージ

上 流

Scope3



①原材料
④輸送・配送
⑦通勤

* その他：②資本財、③Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、⑤廃棄物、⑥出張、⑧リース資産

自 社

Scope1



燃料の燃焼

Scope2



電気の使用

下 流

Scope3



⑪製品の使用
⑫製品の廃棄

* その他：⑨輸送・配送、⑩製品の加工、⑬リース資産、⑭フランチャイズ、⑮投資

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

出典：環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム HP より抜粋

図 3 1 サプライチェーン排出量におけるスコープ 1～3 のイメージ

【解説③】
(略)

【解説④】
(略)

【解説⑤】
(略)

【解説⑥】 取組方針・組織体制等について
全事業所の実績等を総括した上で、事業者として温暖化対策に関する「取組方針」、「組織体制の整備の状況」を記入する。
また、事業者は二酸化炭素の排出削減の目標等を定めている場合、任意で記入できる。

表 3 3 スコープ別排出量の概要	
スコープ 1	自社における燃料の燃焼や工業プロセスによる温室効果ガスの直接排出
スコープ 2	自社以外から供給された電力、熱、蒸気の使用に伴う間接排出
スコープ 3	・ サプライチェーンにおける上流・下流における間接排出（スコープ 2 以外）であり、15 のカテゴリに分類されている。 ・ カテゴリごとの具体的な算定方法については、 環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」掲載資料を参照 

※スコープ 1 とスコープ 2 の合計排出量が、本制度における「燃料等の使に伴う CO₂ 排出量合計」

上 流

Scope3



①原材料
④輸送・配送
⑦通勤

* その他：②資本財、③Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、⑤廃棄物、⑥出張、⑧リース資産

自 社

Scope1



燃料の燃焼

Scope2



電気の使用

下 流

Scope3



⑪製品の使用
⑫製品の廃棄

* その他：⑨輸送・配送、⑩製品の加工、⑬リース資産、⑭フランチャイズ、⑮投資

Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

出典：環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム HP より抜粋

図 3 1 サプライチェーン排出量におけるスコープ 1～3 のイメージ

【解説③】
(略)

【解説④】
(略)

【解説⑤】
(略)

【解説⑥】 取組方針・組織体制等について
全事業所の実績等を総括した上で、事業者として温暖化対策に関する「取組方針」、「組織体制の整備の状況」を記入する。
また、事業者は CO₂ 排出削減目標を定めている場合、任意で記入できる。

スコープを Scope へ修正

文言修正

(2) 各事業所の取組状況の報告（事業所情報） (略) 【解説①】 (略) 【解説②】 (略) 【解説③】 再エネ電気の使用状況について 事業所における再エネ電気の使用状況については、オンサイト再エネ発電設備の種類・定格出力 <u>(例：太陽光の場合、太陽電池モジュールの定格出力の値)</u>・設置年、オンサイト再エネ電気の自家消費量、オフサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年、オフサイト再エネ発電設備の設置場所（市町村郡まで）、オフサイト再エネ電気の使用量、小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類 <u>(契約している小売電気事業者の再エネ電気メニュー名称又は通称メニュー名称)</u>、小売電気事業者から購入した再エネ電気使用量、再エネ由来の証書の種類、再エネ由来証書の環境価値の充当量、電気使用量に占める再エネ電気の割合を記入する。<u>使用している再エネが複数種ある場合、設置年や設置場所、再エネ種が同一の場合はまとめて記入することとし、まとめられない場合は発電能力が大きい順に記入する。</u> なお、本制度において使用できる証書は、国内の温室効果ガスへの寄与を考慮するとともに、エネルギー削減及び再エネ利用の促進の観点から、再エネ由来による証書（グリーン電力証書、グリーン熱証書、FIT 非化石証書及び非 FIT 非化石証書（再エネ指定）に限る。（再エネ電気等については、「第3章 5（4）再生可能エネルギー電気割合の考え方」を参照） 【解説④】 (略) 【解説⑥】 (略)	(2) 各事業所の取組状況の報告（事業所情報） (略) 【解説①】 (略) 【解説②】 (略) 【解説③】 再エネ電気の使用状況について 事業所における再エネ電気の使用状況については、オンサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年、オンサイト再エネ電気の自家消費量、オフサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年、オフサイト再エネ発電設備の設置場所（市町村郡まで）、オフサイト再エネ電気の使用量、小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類、小売電気事業者から購入した再エネ電気使用量、再エネ由来の証書の種類、再エネ由来証書の環境価値の充当量、電気使用量に占める再エネ電気の割合を記入する。 なお、本制度において使用できる証書は、国内の温室効果ガスへの寄与を考慮するとともに、エネルギー削減及び再エネ利用の促進の観点から、再エネ由来による証書（グリーン電力証書、グリーン熱証書、FIT 非化石証書及び非 FIT 非化石証書（再エネ指定）に限る。（再エネ電気等については、「第3章 5（4）再生可能エネルギー電気割合の考え方」を参照） 【解説④】 (略) 【解説⑥】 (略)	再エネ電気の詳細及び 複数使用の際の取り扱いについて追記
3. エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法 (1) 排出活動・削減活動の把握 (略) (2) 算定対象となる排出活動と削減活動 (略) (3) 燃料等使用量の把握 (略)	3. エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法 (1) 排出活動・削減活動の把握 (略) (2) 算定対象となる排出活動と削減活動 (略) (3) 燃料等使用量の把握 (略)	

（４） 一次エネルギー使用量（原油換算使用量）の算定

一次エネルギー使用量の算定方法は、燃料ごとに次の式を用いて算出したエネルギー量の合計値とする。なお、削減活動（再エネ）については、オフサイト再エネについてのみ他人から供給された電気として算定対象とする。

使用する単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は表 3-7 に示す数値を使用する。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

一次エネルギー使用量＝燃料等使用量×単位発熱量

＜間接排出（電気及び熱）※再エネ含む＞

一次エネルギー使用量＝燃料等使用量×一次エネルギー換算係数

表 3 7 算定に使用する単位発熱量

燃料の種類		単位	単位発熱量	
原油		kL	38.3	[GJ/kL]
原油のうちコンデンセート（NGL）		kL	34.8	[GJ/kL]
揮発油（ガソリン）		kL	33.4	[GJ/kL]
ナフサ		kL	33.3	[GJ/kL]
灯油		kL	36.5	[GJ/kL]
軽油		kL	38.0	[GJ/kL]
A 重油		kL	38.9	[GJ/kL]
B・C 重油		kL	41.8	[GJ/kL]
潤滑油※		kL	40.2	[GJ/kL]
石油アスファルト		t	40.0	[GJ/t]
石油コークス、FCC コークス		t	34.1	[GJ/t]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	50.1	[GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千 m³	46.1	[GJ/千 m³]
可燃性	液化天然ガス（LNG）	t	54.7	[GJ/t]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千 m³	38.4	[GJ/千 m³]
石炭	輸入原料炭	t	28.7	[GJ/t]
	コークス用原料炭	t	28.9	[GJ/t]
	吹込用原料炭	t	28.3	[GJ/t]
	輸入一般炭	t	26.1	[GJ/t]
	国産一般炭	t	24.2	[GJ/t]
	輸入無煙炭	t	27.8	[GJ/t]
石炭コークス		t	29.0	[GJ/t]
コールタール		t	37.3	[GJ/t]
コークス炉ガス		千 m³	18.4	[GJ/千 m³]
高炉ガス		千 m³	3.23	[GJ/千 m³]

（４） 一次エネルギー使用量（原油換算使用量）の算定

一次エネルギー使用量の算定方法は、燃料ごとに次の式を用いて算出したエネルギー量の合計値とする。なお、削減活動（再エネ）については、オフサイト再エネについてのみ算定対象とする。

使用する単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は表 3-7 に示す数値を使用する。

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

一次エネルギー使用量＝燃料等使用量×単位発熱量

＜間接排出（電気及び熱）※再エネ含む＞

一次エネルギー使用量＝燃料等使用量×一次エネルギー換算係数

表 3 7 算定に使用する単位発熱量

燃料の種類		単位	単位発熱量	
原油		kL	38.3	[GJ/kL]
原油のうちコンデンセート（NGL）		kL	34.8	[GJ/kL]
揮発油（ガソリン）		kL	33.4	[GJ/kL]
ナフサ		kL	33.3	[GJ/kL]
灯油		kL	36.5	[GJ/kL]
軽油		kL	38.0	[GJ/kL]
A 重油		kL	38.9	[GJ/kL]
B・C 重油		kL	41.8	[GJ/kL]
潤滑油※		kL	40.2	[GJ/kL]
石油アスファルト		t	40.0	[GJ/t]
石油コークス、FCC コークス		t	34.1	[GJ/t]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	50.1	[GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千 m³	46.1	[GJ/千 m³]
可燃性	液化天然ガス（LNG）	t	54.7	[GJ/t]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千 m³	38.4	[GJ/千 m³]
石炭	輸入原料炭	t	28.7	[GJ/t]
	コークス用原料炭	t	28.9	[GJ/t]
	吹込用原料炭	t	28.3	[GJ/t]
	輸入一般炭	t	26.1	[GJ/t]
	国産一般炭	t	24.2	[GJ/t]
	輸入無煙炭	t	27.8	[GJ/t]
石炭コークス		t	29.0	[GJ/t]
コールタール		t	37.3	[GJ/t]
コークス炉ガス		千 m³	18.4	[GJ/千 m³]
高炉ガス		千 m³	3.2	[GJ/千 m³]

オフサイト電気の取り扱いの詳細について追記

単位発熱量の数値修正

	発電用高炉ガス	千 m³	3.45	[GJ/千 m³]
転炉ガス		千 m³	7.53	[GJ/千 m³]
ジェット燃料油		kL	36.3	[GJ/kL]
都市ガス		千 m³	40.0	[GJ/千 m³]

※潤滑油は、他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。

表 3 8 電気及び熱の一次エネルギー換算係数

種類		一次エネルギー換算係数	
電気		8.64	[GJ/千 kWh]
熱	産業用蒸気	1.17	[GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.19	[GJ/GJ]
	温水	1.19	[GJ/GJ]
	冷水	1.19	[GJ/GJ]

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

原油換算エネルギー使用量＝一次エネルギー使用量×原油換算係数

使用する原油換算係数は以下に示す数値を使用する。

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

	発電用高炉ガス	千 m³	3.5	[GJ/千 m³]
転炉ガス		千 m³	7.5	[GJ/千 m³]
ジェット燃料油		kL	36.3	[GJ/kL]
都市ガス		千 m³	40.0	[GJ/千 m³]

※潤滑油は、他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。

表 3 8 電気及び熱の一次エネルギー換算係数

種類		一次エネルギー換算係数	
電気		8.64	[GJ/千 kWh]
熱	産業用蒸気	1.17	[GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.19	[GJ/GJ]
	温水	1.19	[GJ/GJ]
	冷水	1.19	[GJ/GJ]

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

原油換算エネルギー使用量＝一次エネルギー使用量×原油換算係数

使用する原油換算係数は以下に示す数値を使用する。

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

（５） 二酸化炭素排出量の算定

二酸化炭素排出量の算定方法は、燃料ごとに次の式を用いて算出した二酸化炭素排出量の合計値とする。

<直接排出（燃料（都市ガス除く）の燃焼）>
二酸化炭素排出量＝燃料等使用量×単位発熱量×排出係数×44／12

<間接排出（電気（再エネ含む）及び熱）及び都市ガス>
二酸化炭素排出量＝燃料等使用量×排出係数

※燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

直接排出（燃料（都市ガス除く）の燃焼）に使用する排出係数は表 3 9に示す数値を使用する。

表 3 9 算定に使用する排出係数（直接排出（燃料（都市ガス除く）の燃焼））

燃料の種類	単位	排出係数	
原油	kL	0.0190	[t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート（NGL）	kL	0.0183	[t-C/GJ]

（５） 二酸化炭素排出量の算定

二酸化炭素排出量の算定方法は、燃料ごとに次の式を用いて算出した二酸化炭素排出量の合計値とする。

<直接排出（燃料（都市ガス除く）の燃焼）>
二酸化炭素排出量＝燃料等使用量×単位発熱量×排出係数×44／12

<間接排出（電気（再エネ含む）及び熱）及び都市ガス>
二酸化炭素排出量＝燃料等使用量×排出係数

※燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

直接排出（燃料（都市ガス除く）の燃焼）に使用する排出係数は表 3 9に示す数値を使用する。

表 3 9 算定に使用する排出係数（直接排出（燃料（都市ガス除く）の燃焼））

燃料の種類	単位	単位発熱量	
原油	kL	0.0190	[t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート（NGL）	kL	0.0183	[t-C/GJ]

誤字修正

誤字修正

揮発油（ガソリン）		kL	0. 0187	[t-C/GJ]
ナフサ		kL	0. 0186	[t-C/GJ]
灯油		kL	0. 0187	[t-C/GJ]
軽油		kL	0. 0188	[t-C/GJ]
A 重油		kL	0. 0193	[t-C/GJ]
B・C 重油		kL	0. 0202	[t-C/GJ]
潤滑油		kL	0. 0199	[t-C/GJ]
石油アスファルト		t	0. 0204	[t-C/GJ]
石油コークス、 FCC コークス		t	0. 0245	[t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	0. 0163	[t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千 m³	0. 0144	[t-C/GJ]
可燃性	液化天然ガス（LNG）	t	0. 0139	[t-C/GJ]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千 m³	0. 0139	[t-C/GJ]
石炭	輸入原料炭	t	0. 0246	[t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t	0. 0245	[t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t	0. 0251	[t-C/GJ]
	輸入一般炭	t	0. 0243	[t-C/GJ]
	国産一般炭	t	0. 0242	[t-C/GJ]
	輸入無煙炭	t	0. 0259	[t-C/GJ]
石炭コークス		t	0. 0299	[t-C/GJ]
コールタール		t	0. 0209	[t-C/GJ]
コークス炉ガス		千 m³	0. 0109	[t-C/GJ]
高炉ガス		千 m³	0. 0264	[t-C/GJ]
	発電用高炉ガス	千 m³	0. 0264	[t-C/GJ]
転炉ガス		千 m³	0. 042	[t-C/GJ]
ジェット燃料油		kL	0. 0186	[t-C/GJ]

間接排出（電気（再エネ含む）及び熱）及び都市ガスに使用する排出係数は表 3 1 0 に示す数値を使用する。

表 3 1 0 算定に使用する排出係数（間接排出（電気及び熱）及び都市ガス）

燃料の種類	単位	排出係数※4	（代替値）
電気	千 kWh	対象年度の電気事業者の数値※1	0. 489
熱	GJ	対象年度の熱供給事業者の数値※2	0. 060
都市ガス	千 m³	対象年度の都市ガス事業者の数値※3	2. 05

※1：対象年度の電気事業者等ごとの排出係数は、東京都が別に公表する数値又は電気事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。ただし、上記で把握できない場合は代替値を用いる。
※2：対象年度の熱供給事業者ごとの排出係数は、東京都が別に公表する数値又は熱供給事業者が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。上記で把握できない場合は代替値を用いる。
※3：対象年度の都市ガス事業者の排出係数は、国が公表する数値 [（https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc）](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc) を用いるものとするが、対象年度の都市ガス事業者の排出係数が使用できない場合は代替値を用いる。

揮発油（ガソリン）		kL	0. 0187	[t-C/GJ]
ナフサ		kL	0. 0186	[t-C/GJ]
灯油		kL	0. 0187	[t-C/GJ]
軽油		kL	0. 0188	[t-C/GJ]
A 重油		kL	0. 0193	[t-C/GJ]
B・C 重油		kL	0. 0202	[t-C/GJ]
潤滑油		kL	0. 0199	[t-C/GJ]
石油アスファルト		t	0. 0204	[t-C/GJ]
石油コークス、 FCC コークス		t	0. 0245	[t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	0. 0163	[t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千 m³	0. 0144	[t-C/GJ]
可燃性	液化天然ガス（LNG）	t	0. 0139	[t-C/GJ]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	千 m³	0. 0139	[t-C/GJ]
石炭	輸入原料炭	t	0. 0246	[t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t	0. 0245	[t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t	0. 0251	[t-C/GJ]
	輸入一般炭	t	0. 0243	[t-C/GJ]
	国産一般炭	t	0. 0242	[t-C/GJ]
	輸入無煙炭	t	0. 0259	[t-C/GJ]
石炭コークス		t	0. 0299	[t-C/GJ]
コールタール		t	0. 0209	[t-C/GJ]
コークス炉ガス		千 m³	0. 0109	[t-C/GJ]
高炉ガス		千 m³	0. 0264	[t-C/GJ]
	発電用高炉ガス	千 m³	0. 0264	[t-C/GJ]
転炉ガス		千 m³	0. 042	[t-C/GJ]
ジェット燃料油		kL	0. 0186	[t-C/GJ]

間接排出（電気（再エネ含む）及び熱）及び都市ガスに使用する排出係数は表 3 1 0 に示す数値を使用する。

表 3 1 0 算定に使用する排出係数（間接排出（電気及び熱）及び都市ガス）

燃料の種類	単位	排出係数	（代替値）
電気	千 kWh	対象年度の電気事業者の数値※1	0. 489
熱	GJ	対象年度の熱供給事業者の数値※2	0. 060
都市ガス	千 m³	対象年度の都市ガス事業者の数値※3	2. 05

※1：対象年度の電気事業者等ごとの排出係数は、東京都が別に公表する数値又は電気事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。ただし、上記で把握できない場合は代替値を用いる。
※2：対象年度の熱供給事業者ごとの排出係数は、東京都が別に公表する数値又は熱供給事業者が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。上記で把握できない場合は代替値を用いる。
※3：対象年度の都市ガス事業者の排出係数は、国が公表する数値を用いるものとするが、対象年度の都市ガス事業者の排出係数が使用できない場合は代替値を用いる。

対象年度の都市ガス事業者の排出係数の参照先及び対象年度で契約する小売電気事業者等が複数存在する場合の取り扱いについて追記

※ 4：対象年度で契約する小売電気事業者等が複数存在する場合は、使用期間の長い小売電気事業者等の排出係数を用いる。

なお、再エネについては排出係数「0^{ゼロ}」を使用する。ただし、環境価値を保有しない電気及びバイオマス燃料由来の電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。持続可能性があることを示すことができない場合は、排出係数は、東京都が公表する東京都内に供給される電気及び熱の排出係数の平均値を用いる。

(6) 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い

電気及び熱（蒸気、冷水、温水）の年度使用量から再エネ由来の証書（利用できる証書は表 3-1 1 に示すものに限り使用することができる。）に記録された電気等環境価値保有量を減ずることができるものとする。ただし、バイオマスについては、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。
再エネ由来の証書を充当した際の電気及び熱の使用に伴う排出量は、次の式により算定する。

電気の使用に伴う排出量＝
(電気使用量（千 kWh）－再エネ由来の証書充当量（千 kWh））×使用電力量の排出係数（t-CO2/千 kWh）

熱（蒸気、冷水、温水）の使用に伴う排出量＝
(熱使用量（GJ）－再エネ由来の証書充当量（GJ））×使用熱量の排出係数（t-CO2/GJ）

表 3 1 1 利用可能な再生可能エネルギー由来の証書

供給方法	内容
グリーン電力・熱証書	グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書
非化石証書	➤ 再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、経済産業省 資源エネルギー庁が認証・発行する証書 ➤ 制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非 FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定）」とする ➤ 使用できる非化石証書は、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書（他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。）

なお、再エネについては排出係数「0^{ゼロ}」を使用する。ただし、環境価値を保有しない電気及びバイオマス燃料由来の電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。持続可能性があることを示すことができない場合は、排出係数は、東京都が公表する東京都内に供給される電気及び熱の排出係数の平均値を用いる。

再生可能エネルギー由来の証書の取扱いを追記

【バイオマスの持続可能性について】 バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用にあたっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量（以下、ライフサイクル GHG という。）が最低限に抑えられることが重要となる。また、他の再生可能エネルギーと違って、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達も重要視されている。 このため、<u>バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクル GHG の最小化や資源の安定的な確保や調達）が示された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として取り扱う（再エネとしては認めない）。</u> 持続可能性が示された燃料の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。  <td data-bbox="1329 107 2555 1033"></td> <td data-bbox="2555 107 2864 1033"></td>		
--	--	--

4. 本制度におけるエネルギー使用量等の取扱い (1) 燃料等と水道等の使用に係る報告 各事業所における前年度（４月から翌３月まで）分の燃料等の使用量、熱量換算のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を報告するものとする。水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量についても、前年度分の使用量と二酸化炭素排出量を報告するものとする。但し、上下水道の使用分は、熱量換算エネルギーの算出対象外とし、事業所の原油換算エネルギー使用量には含まない。 表 3 1 2 燃料等と水道等の使用に係る報告 <table><tr><th colspan="2"></th><th rowspan="2">原油換算エネルギー 使用量の算出対象</th><th colspan="3">報告項目</th></tr><tr><th rowspan="4">燃料等</th><th>燃料</th><th>使用量 （種別に 応じた単位）</th><th>熱量換算の 使用量 （GJ）</th><th>二酸化炭素 排出量 （t）</th></tr><tr><th>熱</th><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>電気</th><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>上下水道</th><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td></tr></table> ○：対象 ×：対象外 また、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水は、水の浄化及び下水の処理に伴い排出した温室効果ガスを間接的に排出していたものとみなし、次の式により算定する。 温室効果ガス排出量（tCO₂）＝活動量（水量）（千m³）×排出係数（tCO₂/千m³） 表 3 1 3 水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水の排出係数 <table><tr><th>排出活動の種類</th><th>排出係数</th></tr><tr><td>水道及び工業用水道の水の使用</td><td>0.251（tCO₂/千m³）</td></tr><tr><td>公共下水道への排水</td><td>0.355（tCO₂/千m³）</td></tr></table>			原油換算エネルギー 使用量の算出対象	報告項目			燃料等	燃料	使用量 （種別に 応じた単位）	熱量換算の 使用量 （GJ）	二酸化炭素 排出量 （t）	熱	○	○	○	○	電気	○	○	○	○	上下水道	×	○	×	○	排出活動の種類	排出係数	水道及び工業用水道の水の使用	0.251（tCO ₂ /千m ³ ）	公共下水道への排水	0.355（tCO ₂ /千m ³ ）	4. 本制度におけるエネルギー使用量等の取扱い (1) 燃料等と水道等の使用に係る報告 各事業所における前年度（４月から翌３月まで）分の燃料等の使用量、熱量換算のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を報告するものとする。水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量についても、前年度分の使用量と二酸化炭素排出量を報告するものとする。但し、上下水道の使用分は、熱量換算エネルギーの算出対象外とし、事業所の原油換算エネルギー使用量には含まない。 表 3 1 1 燃料等と水道等の使用に係る報告 <table><tr><th colspan="2"></th><th rowspan="2">原油換算エネルギー 使用量の算出対象</th><th colspan="3">報告項目</th></tr><tr><th rowspan="4">燃料等</th><th>燃料</th><th>使用量 （種別に 応じた単位）</th><th>熱量換算の 使用量 （GJ）</th><th>二酸化炭素 排出量 （t）</th></tr><tr><th>熱</th><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>電気</th><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><th>上下水道</th><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td></tr></table> ○：対象 ×：対象外			原油換算エネルギー 使用量の算出対象	報告項目			燃料等	燃料	使用量 （種別に 応じた単位）	熱量換算の 使用量 （GJ）	二酸化炭素 排出量 （t）	熱	○	○	○	○	電気	○	○	○	○	上下水道	×	○	×	○	水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水の排出係数を追記
		原油換算エネルギー 使用量の算出対象		報告項目																																																								
燃料等	燃料		使用量 （種別に 応じた単位）	熱量換算の 使用量 （GJ）	二酸化炭素 排出量 （t）																																																							
	熱	○	○	○	○																																																							
	電気	○	○	○	○																																																							
	上下水道	×	○	×	○																																																							
排出活動の種類	排出係数																																																											
水道及び工業用水道の水の使用	0.251（tCO ₂ /千m ³ ）																																																											
公共下水道への排水	0.355（tCO ₂ /千m ³ ）																																																											
		原油換算エネルギー 使用量の算出対象	報告項目																																																									
燃料等	燃料		使用量 （種別に 応じた単位）	熱量換算の 使用量 （GJ）	二酸化炭素 排出量 （t）																																																							
	熱	○	○	○	○																																																							
	電気	○	○	○	○																																																							
	上下水道	×	○	×	○																																																							
(2) 燃料等の使用量の把握 燃料等の使用量は、原則、供給事業者が設置する計量器による。ただし、計測器がない等の場合には、下記に示す方法を用いた推計によることができる。<u>燃料等使用量を推計により把握した場合は、推計に用いた資料等を表 3-1 に示す提出物と合わせて都に提出すること。</u> (略)	(2) 燃料等の使用量の把握 燃料等の使用量は、原則、供給事業者が設置する計量器による。ただし、計測器がない等の場合には、下記に示す方法を用いた推計によることができる。 (略)	燃料等使用を推計した際の取り扱いについて追記																																																										
5. 2030 年度の達成水準等について (1) 概要 2030 年カーボンハーフ実現を目指し、都が示す省エネ及び再エネ利用に関する「2030 年度の達成水準」を踏まえ、事業者が自ら 2030 年度までの目標・計画を策定し、その達成状況等を毎年度、知事へ報告するものとする。	5. 2030 年度の達成水準等について (1) 概要 2030 年カーボンハーフ実現を目指し、都が示す省エネ及び再エネ利用に関する「2030 年度の達成水準」を踏まえ、事業者が自ら 2030 年度までの目標・計画を策定し、その達成状況等を毎年度、知事へ報告するものとする。																																																											

2030 年度の達成水準については、指針第2編第1「3 地球温暖化対策報告書制度の強化」及び指針別表第3に掲げるとおり、省エネについてはエネルギー使用量の削減率等を示し、再エネ利用については再エネ由来電気の使用割合等を示している。これらの省エネと再エネ利用の各々において「事業者の取組」と「事業所の取組」の2つを設定する。 事業者は、省エネ・再エネ利用の各々において「事業者の取組」又は「事業所の取組」のどちらかを選択し、それらを踏まえ、自らの省エネ対策・再エネ利用の目標・計画を策定するものとする。 目標は2030年度時点、計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までとし、2025（令和7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。			2030 年度の達成水準については、指針第2編第1「3 地球温暖化対策報告書制度の強化」及び指針別表第3に掲げるとおり、省エネについてはエネルギー使用量の削減率等を示し、再エネ利用については再エネ由来電気の使用割合等を示している。これらの省エネと再エネ利用の各々において「事業者の取組」と「事業所の取組」の2つを設定する。 事業者は、省エネ・再エネ利用の各々において「事業者の取組」又は「事業所の取組」のどちらかを選択し、それらを踏まえ、自らの省エネ対策・再エネ利用の目標・計画を策定するものとする。 目標は2030年度時点、計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までとし、2025（令和7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。																												
表 3 1 4 2030 年度の達成水準等 <table><tr><th colspan="3">2030 年度の達成水準</th></tr><tr><td rowspan="2">省エネ</td><td>事業者の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（2000 年度比）※¹</td></tr><tr><td>事業所の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジ A ※²</td></tr><tr><td rowspan="2">再エネ</td><td>事業者の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を 50%</td></tr><tr><td>事業所の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気 100%事業所の割合が 20%※³</td></tr></table>			2030 年度の達成水準			省エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（2000 年度比）※ ¹	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジ A ※ ²	再エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を 50%	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気 100%事業所の割合が 20%※ ³	表 3 1 2 2030 年度の達成水準等 <table><tr><th colspan="3">2030 年度の達成水準</th></tr><tr><td rowspan="2">省エネ</td><td>事業者の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（2000 年度比）※¹</td></tr><tr><td>事業所の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジ A ※²</td></tr><tr><td rowspan="2">再エネ</td><td>事業者の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を 50%</td></tr><tr><td>事業所の取組</td><td>事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気 100%事業所の割合が 20%※³</td></tr></table>			2030 年度の達成水準			省エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（2000 年度比）※ ¹	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジ A ※ ²	再エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を 50%	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気 100%事業所の割合が 20%※ ³
2030 年度の達成水準																															
省エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（2000 年度比）※ ¹																													
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジ A ※ ²																													
再エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を 50%																													
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気 100%事業所の割合が 20%※ ³																													
2030 年度の達成水準																															
省エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を 35%削減（2000 年度比）※ ¹																													
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジ A ※ ²																													
再エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち再エネ電気の割合を 50%																													
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち再エネ電気 100%事業所の割合が 20%※ ³																													
※1：基準年は原則 2000 年度とするが、都が示す「基準年表」から選択可能。基準年度を 2000 年度以外に選択する場合は、2030 年度の達成水準は、目標となる削減率は基準年表（表 3 1 3 参照）に定める削減率となる。例えば、事業者が 2018 年度を基準年として選択した場合には、2018 年度にエネルギー使用量は約 18%削減（2000 年度比）のため、2030 年度に向け、表が示す 20%削減（2018 年度比）が達成水準となる。 ※2：報告する全事業所数のうちベンチマーク適合事業所が 7 割以上の事業者のみ選択可能 ※3：再エネ電気割合の 100%を目指す事業所は、事業者が報告する事業所の中から選択できる。			※1：基準年は原則 2000 年度とするが、都が示す「基準年表」から選択可能。基準年度を 2000 年度以外に選択する場合は、2030 年度の達成水準は、目標となる削減率は基準年表（表 3 1 3 参照）に定める削減率となる。例えば、事業者が 2018 年度を基準年として選択した場合には、2018 年度にエネルギー使用は約 18%削減（2000 年度比）のため、2030 年度に向け、表が示す 20%削減（2018 年度比）が達成水準となる。 ※2：全事業所数のうちベンチマーク適合事業所が 7 割以上の事業者のみ選択可能 ※3：再エネ電気割合の 100%を目指す事業所は、事業者が報告する事業所の中から選択する。																												
（2） 2030 年度の達成水準（省エネ） 事業者は、以下の「ア 事業者の取組」又は「イ 事業所の取組」のどちらかを選択し、その内容を踏まえた上で自らの目標・計画を設定すること。目標・計画の設定とは、2030 年度に達成する目標値（エネルギー使用量又はエネルギー原単位）を設定し、設定した目標値を達成するために、2025 年度から 2029 年度までの各年度ごとに計画値（エネルギー使用量又はエネルギー原単位）を設定することです。 ア（略） イ 事業所の取組 省エネルギー対策における事業所の取組については、同じ業種の事業所のエネルギー使用レベル（延床面積当たりのエネルギー使用量＝エネルギー使用原単位）を基準にして削減に取り組むものである。 同じ業種のエネルギー使用原単位は、都が設定する「エネルギー・ベンチマーク」により、取組レベルや具体的な数値を示す。			（2） 2030 年度の達成水準（省エネ） 事業者は、以下の「ア 事業者の取組」又は「イ 事業所の取組」のどちらかを選択し、その内容を踏まえた上で自らの目標・計画を設定すること。 ア（略） イ 事業所の取組 省エネルギー対策における事業所の取組については、同じ業種の事業所のエネルギー使用レベル（延床面積当たりのエネルギー使用量＝エネルギー使用原単位）を基準にして削減に取り組むものである。 同じ業種のエネルギー使用原単位は、都が設定する「エネルギー・ベンチマーク」により、取組レベルや具体的な数値を示す。																												

誤字修正

目標・計画の設定方法について追記

誤字修正

目標・計画の設定方法について追記

事業者は、事業所に適合するエネルギー・ベンチマークのレンジ A（2030 年度の達成水準レベル）のエネルギー使用原単位までの削減を目指す

エネルギー・ベンチマークについては、特殊な業態や事業所ごとに業態が多様な場合など比較に適さないものは設定できないため、全ての事業所に適合していない。

そのため、事業所の取組については、報告する全事業所のうち、都のエネルギー・ベンチマークに業種区分等が適合する事業所が 7 割以上ある事業者のみ選択できるものとする。

事業者は、都が示すエネルギー・ベンチマークにおける 2030 年度の達成水準レベルのエネルギー使用原単位の数値等を確認の上、自らの 2030 年度に向けた目標・計画を策定すること。

目標は 2030 年度時点、計画期間は 2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までとし、2025（令和 7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

事業者は、事業所に適合するエネルギー・ベンチマークのレンジ A（2030 年度の達成水準レベル）のエネルギー使用原単位までの削減を目指す

エネルギー・ベンチマークについては、特殊な業態や事業所ごとに業態が多様な場合など比較に適さないものは設定できないため、全ての事業所に適合していない。

そのため、事業所の取組については、報告する全事業所のうち、都のエネルギー・ベンチマークに業種区分等が適合する事業所が 7 割以上ある事業者のみ選択できるものとする。

事業者は、都が示すエネルギー・ベンチマークにおける 2030 年度の達成水準レベルのエネルギー使用原単位の数値等を確認の上、自らの 2030 年度に向けた目標・計画を策定すること。

目標は 2030 年度時点、計画期間は 2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までとし、2025（令和 7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

【エネルギー・ベンチマークについて】

■目的

○省エネの 2030 年度の達成水準（事業所の取組）に対する取組の指標として活用

○同業種の事業所におけるエネルギー使用量の平均値等により、省エネレベルを把握

○省エネレベルの指標化により、2030 年に向けて対策のステップアップを期待

■制度改正との関連

○改正制度においては、CO₂ 排出算定において、固定排出係数から実排出係数を用いる※ため都の「低炭素ベンチマーク」をもとに、新たに「エネルギー・ベンチマーク」を設定

※省エネ対策に加え、オフサイト再エネ（自己託送・PPA）や CO₂ 排出係数の低い電気、非化石証書などの再エネ由来証書等の利用等、排出削減の方法の多様化が背景

■概要

○活用データ：報告書制度の 2018 年度実績を活用（コロナ禍前の直近データ）

○比較実績値：年間の延床面積当たりのエネルギー使用量

＝原単位：MJ/年・㎡（以下、「MJ/㎡」）

○レンジ：A+から F までの 7 段階

2030 年度の達成水準への到達はレンジ A 以上

但し、2030 年度実績においてレンジ B の Nearly2030 達成レベルであり、かつ「先進的取組」を実施している事業所は達成水準へ到達とみなす

（第 3 章 5（5） 2030 年度の達成水準と「先進的取組」を参照）

レンジ	レンジが示すレベル	基準
A+	トップ10%レベル （同業種の2018実績での上位10%レベル）	2018年度の原単位の昇順で上位10%の値以下
A	2030年度達成水準レベル （平均値より20%以上削減）	上位10%の原単位の値超～ 2018年度の平均値の80%以下
B	Nearly2030達成レベル 水準まで90%（平均値より18%以上削減）	2018年度の平均値の80%超～ 2018年度の平均値の82%以下
C		2018年度の平均値の82%超～ 2018年度の平均値の100%以下
D		2018年度の平均値の100%超～ 2018年度の118%以下
E		2018年度の平均値の118%超～ 昇順で下位10%の値以下
F		2018年度の原単位の昇順で下位10%の値超

2018 年度の
平均値（MJ/㎡）
（= 100%）

【エネルギー・ベンチマークについて】

■目的

○省エネの 2030 年度の達成水準（事業所の取組）に対する取組の指標として活用

○同業種の事業所におけるエネルギー使用量の平均値等により、省エネレベルを把握

○省エネレベルの指標化により、2030 年に向けて対策のステップアップを期待

■制度改正との関連

○改正制度においては、CO₂ 排出算定において、固定排出係数から実排出係数を用いる※ため都の「低炭素ベンチマーク」をもとに、新たに「エネルギー・ベンチマーク」を設定

※省エネ対策に加え、オフサイト再エネ（自己託送・PPA）や CO₂ 排出係数の低い電気、非化石証書などの再エネ由来証書等の利用等、排出削減の方法の多様化が背景

■概要

○活用データ：報告書制度の 2018 年度実績を活用（コロナ禍前の直近データ）

○比較実績値：年間の延床面積当たりのエネルギー使用量

＝原単位：MJ/年・㎡（以下、「MJ/㎡」）

○レンジ：A+から F までの 7 段階

2030 年度の達成水準への到達はレンジ A 以上

但し、2030 年度実績においてレンジ B の Nearly2030 達成レベルであり、かつ「先進的取組」を実施している事業所は達成水準へ到達とみなす

（第 3 章 5（5） 2030 年度の達成水準と「先進的取組」を参照）

レンジ	レンジが示すレベル	基準
A+	トップ10%レベル （同業種の2018実績での上位10%レベル）	2018年度の原単位の昇順で上位10%の値以下
A	2030年度達成水準レベル （平均値より20%以上削減）	上位10%の原単位の値超～ 2018年度の平均値の80%以下
B	Nearly2030達成レベル 水準まで90%（平均値より18%以上減）	2018年度の平均値の80%超～ 2018年度の平均値の82%以下
C		2018年度の平均値の82%超～ 2018年度の平均値の100%以下
D		2018年度の平均値の100%超～ 2018年度の118%以下
E		2018年度の平均値の118%超～ 昇順で下位10%の値以下
F		2018年度の原単位の昇順で下位10%の値超

2018 年度の
平均値（MJ/㎡）
（= 100%）

誤字修正

17

(略)	(略)	
(3) 2030年度の達成水準(再エネ利用) 事業者は、以下の「ア 事業者の取組」又は「イ 事業所の取組」のどちらかを選択し、その内容を踏まえた上で自らの目標・計画を設定すること。<u>目標・計画の設定とは、2030年度に達成する目標値(再エネ由来電気使用量の割合又は再エネ由来電気100%使用の事業所の割合)を設定し、設定した目標値を達成するために、2025年度から2029年度までの各年度ごとに計画値(再エネ由来電気使用量の割合又は再エネ由来電気100%使用の事業所の割合)を設定することです。</u> (略)	(3) 2030年度の達成水準(再エネ利用) 事業者は、以下の「ア 事業者の取組」又は「イ 事業所の取組」のどちらかを選択し、その内容を踏まえた上で自らの目標・計画を設定すること。 (略)	目標・計画の設定方法について追記

(4)再生可能エネルギー電気割合の考え方 事業者が、報告書で再エネ利用における事業者の取組<u>については</u>、再生可能エネルギー電気割合の考え方は以下のとおりである。 なお、算定に利用できる再エネ<u>電気の種類</u>は、自家発電・自家消費（オンサイト）、自己託送・コーポレートP P A（オフサイト）、小売電気事業者からの購入する電気に含まれる再エネ電気、再エネ由来証書の利用、の4つである。再エネ由来証書については、都の大規模事業所等を対象とした「総量削減義務と排出量取引制度」との整合性の観点から、グリーン電力証書、F I T非化石証書、非F I T非化石証書(再エネ指定)を利用可能とする。 再エネ電気割合[%] 全事業所の再エネ電気使用量の合計 (A+B+D+E) 全事業所（事業者が報告する全ての都内事業所）の<u>電気使用量</u> (A+B+C) × 100 A：都内全事業所の再エネ電気の自家発電・自家消費量（オンサイト）[kWh] B：都内全事業所の再エネ電気の自己託送・コーポレートP P Aによる受入量（オフサイト）[kWh] C：全事業所の電気事業者から供給された電気量[kWh] D：各事業所の電気事業者から供給された電気量に占める再エネ電気の量の合計[kWh]（各事業所の電気事業者から供給された電気量[kWh]×契約している電気の再エネ率* [%]） E：再エネ指定の非化石証書における割当量及びグリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力証書における充当量[kWh] ※契約している電気の再エネ率は、都 HP に掲載された実績年度における「東京都エネルギー環境計画書制度 対象電気事業者一覧表」に記載される値を使用すること。一覧表に記載がない場合は、再エネ率を「0」として取り扱う。 図 3 4 再生可能エネルギー<u>電気</u>割合の考え方 ア～ウ（略） エ 再エネ由来の証書 報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所で利用した、再エネ由来の証書の種類を記入すること。記入できる証書は、表 3 1 8 に示す再エネ由来証書のみに限られる。なお、バイオマス燃料由来の証書については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。 表 3 1 8 利用可能な再生可能エネルギー由来の証書 <table><tr><th>供給方法</th><th>内容</th></tr><tr><td>グリーン電力・熱証書</td><td>グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書</td></tr></table>	供給方法	内容	グリーン電力・熱証書	グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書	(4)再生可能エネルギー電気割合の考え方 事業者が、報告書で再エネ利用における「事業者の取組」の達成状況を把握する際に使用する利用電力の再生可能エネルギー電気割合の考え方は以下のとおりである。 なお、算定に利用できる再エネの範囲としては、自家発電・自家消費（オンサイト）、自己託送・コーポレートP P A（オフサイト）、小売電気事業者からの購入する電気に含まれる再エネ電気、再エネ由来証書の利用、の4つである。再エネ由来証書については、都の大規模事業所等を対象とした「総量削減義務と排出量取引制度」との整合性の観点から、グリーン電力証書、F I T非化石証書、非F I T非化石証書(再エネ指定)を利用可能とする。 再エネ電気割合[%] 全事業所の再エネ電気使用量の合計 (A+B+D+E) 全事業所（事業者が報告する全ての都内事業所）の利用電力 (A+B+C) × 100 A：都内全事業所の再エネ電気の自家発電・自家消費量（オンサイト）[kWh] B：都内全事業所の再エネ電気の自己託送・コーポレートP P Aによる受入量（オフサイト）[kWh] C：全事業所の電気事業者から供給された電気量[kWh] D：各事業所の電気事業者から供給された電気量に占める再エネ電気の量の合計[kWh]（各事業所の電気事業者から供給された電気量[kWh]×契約している電気の再エネ率* [%]） E：再エネ指定の非化石証書における割当量及びグリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力証書における充当量[kWh] ※契約している電気の再エネ率は、都 HP に掲載された実績年度における「東京都エネルギー環境計画書制度 対象電気事業者一覧表」に記載される値を使用すること。一覧表に記載がない場合は、再エネ率を「0」として取り扱う。 図 3 4 再生可能エネルギー電力割合の考え方 ア～ウ（略） エ 再エネ由来の証書 報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所で利用した、再エネ由来の証書の種類を記入すること。記入できる証書は、表 3 1 6 に示す再エネ由来証書のみに限られる。なお、バイオマス燃料由来の証書については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。 表 3 1 6 利用可能な再生可能エネルギー由来の証書 <table><tr><th>供給方法</th><th>内容</th></tr><tr><td>グリーン電力・熱証書</td><td>➤ グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書 ➤ 再エネクレジットとして利用した証書は、特定温室効果ガスの排出量の削減には利用できない</td></tr></table> 文言修正 不要な文言の削除	供給方法	内容	グリーン電力・熱証書	➤ グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書 ➤ 再エネクレジットとして利用した証書は、特定温室効果ガスの排出量の削減には利用できない
供給方法	内容								
グリーン電力・熱証書	グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書								
供給方法	内容								
グリーン電力・熱証書	➤ グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再生可能エネルギーにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書 ➤ 再エネクレジットとして利用した証書は、特定温室効果ガスの排出量の削減には利用できない								

非化石証書 ➤ 再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、経済産業省 資源エネルギー庁が認証・発行する証書 ➤ 制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定）」とする ➤ 利用できる非化石証書は、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書（他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。）	非化石証書 ➤ 再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を取引するために、経済産業省 資源エネルギー庁が認証・発行する証書 ➤ 制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定）」とする ➤ 利用できる非化石証書は、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書（他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。）	
(削除)	【バイオマスの持続可能性について】 バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬などの燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。バイオマス燃料の利用にあたっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量（以下、ライフサイクル GHG という。）が最低限に抑えられることが重要となる。また、他の再生可能エネルギーと違って、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達も重要視されている。 このため、<u>バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクル GHG の最小化や資源の安定的な確保や調達）が示された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として取り扱う（再エネとしては認めない）。</u> 持続可能性が示された燃料の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。 	バイオマスの持続可能性については前頁に異動させたため削除
(5) 2030 年度の達成水準と「先進的取組」 (略)	(5) 2030 年度の達成水準と「先進的取組」 (略)	
第4章 報告内容の公表 1. (略)	第4章 報告内容の公表 1. (略)	

（３） 非公表にできる場合 知事による公表については、規則第５条の 21 第 1 項に定める以下の事項に該当すると知事が認めた場合には、一部内容を非公表にできる。 一部非公表の対応例としては、事業所の名称について仮称での公表や、事業所の所在地について区市町村名までの公表にとどめることができる。 報告書を提出した事業者は、知事が公表する内容ついて、以下の事項に該当する可能性がある場合には、その理由を記した書面を提出し、都と個別に協議すること。 ・ 経営に関する事項 ・ 事業者の競争上の地位若しくは事業運営上の地位が損なわれる事項 ・ その他社会的な地位が損なわれる事項 ・ 保安上重大な影響を与える事項 （４） 公表方法 規則第５条の 21 第 2 項により、知事による公表方法は、インターネットの利用による公表及び知事が別に定める日及び時間における東京都環境局での閲覧とする。	（３） 非公表にできる場合 知事による公表については、規則第５条の 21 第 1 項に定める以下の事項に該当すると知事が認めた場合には、一部内容を非公表にできる。 一部非公表の対応例としては、事業所の名称について仮称での公表や、事業所の所在地について区市町村名までの公表にとどめることができる。 報告書を提出した事業者は、自らが公表する内容ついて、以下の事項に該当する可能性がある場合には、その理由を記した書面を提出し、都と個別に協議すること。 ・ 経営に関する事項 ・ 事業者の競争上の地位若しくは事業運営上の地位が損なわれる事項 ・ その他社会的な地位が損なわれる事項 ・ 保安上重大な影響を与える事項 （４） 公表方法 規則第五条の二十一第二項により、知事による公表方法は、インターネットの利用による公表及び知事が別に定める日及び時間における東京都環境局での閲覧とする。	誤字修正
---	---	-------------

表 4 2 事業者情報の公表について

報告項目（事業者情報） ◎：公表　○：事業者の任意で公表（推奨）			事業者による 公表	都による 公表
事業者の情報	1	事業者氏名（法人は、名称及び代表者の氏名）	◎	◎
	2	事業者所在地（区市町村まで）		◎
	3	事業者番号	◎	◎
	4	報告書を作成した事業所（以下、「全事業所」という。）の数	◎	◎
エネルギー 使用量等	5	全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計		
	6	全事業所のエネルギー使用量の合計		
	7	全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計	◎	◎
	8	Scope 別の二酸化炭素の排出量　【任意の報告項目】	○	◎
再エネ電気の使用 状況	9	全事業所のオンサイト再エネ電気の自家消費量の合計	○	
	10	全事業所のオフサイト再エネ電気の使用量の合計	○	
	11	全事業所の小売電気事業者から購入した再エネ電気使用量の合計	○	
	12	全事業所の再エネ由来証書の環境価値の充当量の合計	○	
	13	全事業所の再エネ電気の使用量の合計	○	
	14	全事業所の電気使用量に占める再エネ電気の使用割合	◎	◎
	15	全事業所における再エネ 100%電気を使用する事業所の割合	◎	◎
省エネ 取組状況	16	省エネルギー対策に係る 2030 年度の目標	◎	◎
	17	省エネルギー対策に係る 2030 年度までの計画	◎	◎
	18	省エネルギー対策に係る 2030 年度に向けた取組状況	◎	◎
	19	省エネルギー対策に係る特記事項	◎	◎
再エネ 取組状況	20	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度の目標	◎	◎
	21	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度までの計画	◎	◎
	22	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度に向けた取組状況	◎	◎
	23	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る特記事項	◎	◎
取組方針・ 組織体制等	24	取組方針		◎
	25	組織体制の整備の状況	◎	◎
	26	二酸化炭素の排出削減の目標等　【任意の報告項目】	○	◎
	27	2030 年度の達成水準と先進的取組		◎

（略）

表 4 2 事業者情報の公表について

報告項目（事業者情報） ◎：公表　○：事業者の任意で公表（推奨）			事業者による 公表	都による 公表
事業者の情報	1	事業者氏名（法人は、名称及び代表者の氏名）	◎	◎
	2	事業者所在地（区市町村まで）		◎
	3	事業者番号	◎	◎
	4	報告書を作成した事業所（以下、「全事業所」という。）の数	◎	◎
エネルギー 使用量等	5	全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計		
	6	全事業所のエネルギー使用量の合計		
	7	全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計	◎	◎
	8	スコープ別の二酸化炭素の排出量　【任意の報告項目】	○	◎
再エネ電気の使用 状況	9	全事業所のオンサイト再エネ電気の自家消費量の合計	○	
	10	全事業所のオフサイト再エネ電気の使用量の合計	○	
	11	全事業所の小売電気事業者から購入した再エネ電気使用量の合計	○	
	12	全事業所の再エネ由来証書の環境価値の充当量の合計	○	
	13	全事業所の再エネ電気の使用量の合計	○	
	14	全事業所の電気使用量に占める再エネ電気の使用割合	◎	◎
	15	全事業所における再エネ 100%電気を使用する事業所の割合	◎	◎
省エネ 取組状況	16	省エネルギー対策に係る 2030 年度の目標	◎	◎
	17	省エネルギー対策に係る 2030 年度までの計画	◎	◎
	18	省エネルギー対策に係る 2030 年度に向けた取組状況	◎	◎
	19	省エネルギー対策に係る特記事項	◎	◎
再エネ 取組状況	20	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度の目標	◎	◎
	21	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度までの計画	◎	◎
	22	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度に向けた取組状況	◎	◎
	23	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る特記事項	◎	◎
取組方針・ 組織体制等	24	取組方針		◎
	25	組織体制の整備の状況	◎	◎
	26	二酸化炭素の排出削減の目標等　【任意の報告項目】	○	◎
	27	2030 年度の達成水準と先進的取組		◎

（略）

スコープを Scope へ修正

第5章 都による立入調査・指導・助言等 (略)		第5章 都による立入調査・指導・助言等 (略)		
第6章 用語定義集等		第6章 用語定義集等		
■用語定義集		■用語定義集		
用語	定義	用語	定義	
エネルギー・ベンチマーク	地球温暖化対策報告書の 2018 年度実績データに基づき、都が作成したエネルギー使用原単位（ MJ/ m ² ）の基準を指す。ベンチマークは、7 段階にレンジを設定し、業種区分ごとにベンチマーク実績値を算出している。	エネルギー・ベンチマーク	地球温暖化対策報告書の 2018 年度実績データに基づき、都が作成したエネルギー使用原単位（ MJ/ m ² ）の基準を指す。ベンチマークは、7 段階にレンジを設定し、業種区分ごとにベンチマーク実績値を算出している。	
オフサイト型 PPA	事業所の敷地外に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所に供給されたものを指す。	オフサイト型 PPA	事業所の敷地外に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所に供給されたものを指す。	
オフサイト再エネ	事業所範囲の外に設置された再エネ設備を指す。	オフサイト再エネ	事業所範囲の外に設置された再エネ設備を指す。	
オンサイト型 PPA	事業所の敷地内に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所に供給されたものを指す。	オンサイト型 PPA	事業所の敷地内に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所に供給されたものを指す。	
オンサイト再エネ	事業所範囲に設置された再エネ設備を指す。	オンサイト再エネ	事業所範囲に設置された再エネ設備を指す。	
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化いおう(SF ₆)、及び三ふっ化窒素(NF ₃)を指す。	温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化いおう(SF ₆)、及び三ふっ化窒素を指す。	三ふっ化窒素の化学式を追記
カーボンレポート	都がホームページから作成する、オフィス、テナントビルにおける低炭素ベンチマークや温暖化対策の実施状況が示されたレポートを指す。	カーボンレポート	都がホームページから作成する、オフィス、テナントビルにおける低炭素ベンチマークや温暖化対策の実施状況が示されたレポートを指す。	
環境価値	特定温室効果ガスの排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。	環境価値	特定温室効果ガスの排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。	
基準年表	都が作成する、2030 年度の達成水準（省エネルギー対策）における事業者の取組を評価する際に使用する、年度ごとのエネルギー使用の目標削減率を示した表を指す。	基準年表	都が作成する、2030 年度の達成水準（省エネルギー対策）における事業者の取組を評価する際に使用する、年度ごとのエネルギー使用の目標削減率を示した表を指す。	
規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）を指す。	規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）を指す。	
義務提出事業者	条例第 8 条の 23 第 1 項により、都内に設置する複数の中小規模事業所を合算したエネルギー使用量が原油換算で年間 3,000kL 以上であり、地球温暖化対策報告書の提出義務がある事業者を指す。	義務提出事業者	条例第 8 条の 23 第 1 項により、都内に設置する複数の中小規模事業所を合算したエネルギー使用量が原油換算で年間 3,000kL 以上であり、地球温暖化対策報告書の提出義務がある事業者を指す。	
グリーン電力証書	再生可能エネルギーによって発電された電力の電気以外の価値を「グリーン電力証書」という形で具体化し、認証機関により認証を受けたもの	グリーン電力証書	再生可能エネルギーによって発電された電力の電気以外の価値を「グリーン電力証書」という形で具体化し、認証機関により認証を受けたもの	
グリーン熱証書	再生可能エネルギーによって製造された熱の熱以外の価値を「グリーン熱証書」という形で具体化し、認証機関により認証を受けたもの	グリーン熱証書	再生可能エネルギーによって製造された熱の熱以外の価値を「グリーン熱証書」という形で具体化し、認証機関により認証を受けたもの	
原油換算エネルギー使用量	事務所で使用されているエネルギー量に、発熱量と原油換算係数を乗じて算定する量を指す。異なるエネルギー種の使用実績を比較する際に、同一の単位に揃えることで比較しやすくしたもの。	原油換算エネルギー使用量	事務所で使用されているエネルギー量に、発熱量と原油換算係数を乗じて算定する量を指す。異なるエネルギー種の使用実績を比較する際に、同一の単位に揃えることで比較しやすくしたもの。	

	購買伝票等	2 者間の取引又は第三者等への証明に用いられる書面等（領収書、請求書、納品書等）及び電磁的記録を指す。			購買伝票等	2 者間の取引又は第三者等への証明に用いられる書面等（領収書、請求書、納品書等）及び電磁的記録を指す。		
	コーポレート P P A	発電事業者から自然エネルギーの 電力を長期に（通常 10～25 年）購入する契約を指す。			コーポレート P P A	発電事業者から自然エネルギーの 電力を長期に（通常 10～25 年）購入する契約を指す。		
	再エネ	再生可能エネルギー（バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料等を除く。）をいう。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）を指す。			再エネ	再生可能エネルギー（バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料等を除く。）をいう。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。））を指す。		
	再エネ由来の証書	再エネ電源又は熱製造設備が保有する環境価値を証書化したものを指す。			再エネ由来の証書	再エネ電源又は熱製造設備が保有する環境価値を証書化したものを指す。		
	作成ツール	「報告書作成ツール」の略称。より簡便に報告書を作成・提出できる Excel 版の電子ファイルを指す			作成ツール	「報告書作成ツール」の略称。より簡便に報告書を作成・提出できる Excel 版の電子ファイルを指す		
	自己託送	一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該 需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度を指す。			自己託送	一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家 用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該 需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度を指す。		
	指針	東京都地球温暖化対策指針を指す。			指針	東京都地球温暖化対策指針を指す。		
	実績年度	提出年度の前年度。報告書には提出年度の前年度の実績を記入して提出する。			実績年度	提出年度の前年度。報告書には提出年度の前年度の実績を記入して提出する。		
	指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するものを指す。			指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち中小企業等が二分の一以上所有するものを指す。		
	指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500kL 以上となった事業所（中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）を指す。			指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）を指す。		
	省エネ	エネルギーの効率的利用を指す。			省エネ	エネルギーの効率的利用を指す。		
	条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）を指す。			条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）を指す。		
	その他ガス	特定温室効果ガス以外の温室効果ガスを指す。具体的には、非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化いおう（SF ₆ ）、及び三ふっ化窒素 <u>(NF₃)</u> を指す。			その他ガス	特定温室効果ガス以外の温室効果ガスを指す。具体的には、非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化いおう（SF ₆ ）、及び三ふっ化窒素を指す。		
	大規模事業所	都内の年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500k l 以上の事業所等を指す。			大規模事業所	都内の年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500k l 以上の事業所等を指す。		
	達成水準	「2030 カーボンハーフ」を踏まえて都が設定する事業者等が到達すべき省エネ及び再エネ利用の水準を指す。			達成水準	「2030 カーボンハーフ」を踏まえて都が設定する事業者等が到達すべき省エネ及び再エネ利用の水準を指す。		
	中小規模事業所	都内の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL/年未満の事業所を指す。			中小規模事業所	都内の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL/年未満の事業所を指す。		
	中小クレジット	総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）で排出量取引に使用される都内中小クレジットを指す。都内中小クレジットは、都内の中小規模事業所が、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる 2030 年度の達成水準以上に削減したエネルギー使用量をクレジット化したもの。			中小クレジット	総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）で排出量取引に使用される都内中小クレジットを指す。都内中小クレジットは、都内の中小規模事業所が、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる 2030 年度の達成水準以上に削減したエネルギー使用量をクレジット化したもの。		

	提出年度	当該報告書を提出すべき年度を指す。		提出年度	当該報告書を提出すべき年度を指す。		
	低炭素ベンチマーク	地球温暖化対策報告書の 2012 年度実績データに基づき、都が作成した、年間の延床面積あたりの CO ₂ 排出量 (kg - CO ₂ /年・㎡) の平均値の基準を指す。ベンチマークは、15 段階にレンジを設定し、業種区分ごとにベンチマーク実績値を算出している。		低炭素ベンチマーク	地球温暖化対策報告書の 2012 年度実績データに基づき、都が作成した、年間の延床面積あたりの CO ₂ 排出量 (kg - CO ₂ /年・㎡) の平均値の基準を指す。ベンチマークは、15 段階にレンジを設定し、業種区分ごとにベンチマーク実績値を算出している。		
	特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500kL 以上となった事業所（中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）を指す。		特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）を指す。		
	特定テナント等事業所等	大規模事業所等内のテナントで、かつ次の条件のいずれかに合致する事業所等を指す。 ①毎年度 3 月末時点において、床面積 5,000 ㎡以上を使用している事業所等 ②前年度の電気の使用量が 600 万 kWh 以上の事業所等		特定テナント等事業所等	大規模事業所等内のテナントで、かつ次の条件のいずれかに合致する事業所等を指す。 ①毎年度 3 月末時点において、床面積 5,000 ㎡以上を使用している事業所等 ②前年度の電気の使用量が 600 万 kWh 以上の事業所等		
	排出係数	電気や熱などのエネルギー生産・利用あたりの温室効果ガス排出量を示した数字を指す。		排出係数	電気や熱などのエネルギー生産・利用あたりの温室効果ガス排出量を示した数字を指す。		
	非化石証書	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成 22 年経済産業省令第 43 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する非化石証書（エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するもの）を指す。		非化石証書	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成 22 年経済産業省令第 43 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する非化石証書（エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するもの）を指す。		
	非 FIT 非化石証書	固定価格買取制度（FIT）の適用を受けない再エネ電源又は再エネ以外の非化石エネルギー電源の環境価値を証書化したものを指す。非 FIT 非化石証書には、再エネ指定ありと再エネ指定なしが存在する。		非 FIT 非化石証書	固定価格買取制度（FIT）の適用を受けない再エネ電源又は再エネ以外の非化石エネルギー電源の環境価値を証書化したものを指す。非 FIT 非化石証書には、再エネ指定ありと再エネ指定なしが存在する。		
	FIT 非化石証書	固定価格買取制度（FIT）の対象となる再エネ電源の環境価値を証書化したものを指す。		FIT 非化石証書	固定価格買取制度（FIT）の対象となる再エネ電源の環境価値を証書化したものを指す。		
	ライフサイクル GHG	原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量を指す。		ライフサイクル GHG	原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量を指す。		
	連鎖化事業	定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を指す。		連鎖化事業	定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を指す。		

■制度に関するQ & A Q 1 ～Q12（略） Q13 2030 年度の達成水準（省エネ）で「ア 事業者の取組」を選択した場合、基準年度の選択は計画期間途中でも変更可能でしょうか？ A13 基準年度は選択しなおすことができますので、必要に応じて基準年度を変更してください。また、取組自体を、「ア 事業者の取組」から「イ 事業所の取組」へ変更することもできます。 Q14 2030 年度の達成水準（省エネ）で「ア 事業者の取組」を選択した場合、過去のエネルギー使用量を基準年度とする場合、エネルギー使用量の根拠は必要でしょうか？ A14 基準年度を選択する場合、記入するエネルギー使用量の根拠資料は都へ提出する必要はありません。事業者内で管理している数値がある場合は、そちらの数値を使用いただいで問題ございませんが、過去に地球温暖化対策報告書を提出されている場合は、その報告数値を使用してください。	■制度に関するQ & A Q 1 ～Q12（略）	QA を追記
---	--	-------------------